

「第3次三重県手話施策推進計画」中間案に対する意見募集の結果

【対応区分】

- ①計画に反映するもの
- ②既に計画に反映しているもの
- ③今後の施策や事業の実施において参考とするもの
- ④計画に反映することが難しいもの
- ⑤その他(①～④に該当しないもの)

【いただいたご意見等の取扱い】

- ・本意見募集と関連のないご意見等が提出された場合は、そのご意見については公表していません。
- ・類似のご意見等が提出された場合は、適宜整理のうえ、まとめて公表しています。
- ・ご意見を公表することで、個人または法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがある場合は、その全部又は一部を削除しています。
- ・ご意見の中に誹謗・中傷等及び差別的あるいは差別を助長するおそれのある表現が含まれる場合は、置き換え、言い換え等の加筆、修正や削除を行っています。

No.	箇所	頁数	意見	対応区分	意見に対する対応及び県の考え方
1	第2章 施策の展開 1 基本的施策と具体的な取組 施策1(3) 施策2(1)	11~13	国が認めた手話通訳者(手話通訳士)が少なすぎる。能登地震からもわかるように、手話通訳者による意思疎通支援がろう者になかなか行き届かず、ろう者が辛い思いをしないように、ろう者自身が認めた手話通訳者を利用するのはどうか。そこから徐々に通訳者を増やすことを考えてほしい。	③	災害発生時におけるろう者への意思疎通支援のため、手話通訳者をはじめ、手話が可能な聴覚障がい者災害支援サポーターの登録を推進していきます。また、県内の大学や手話サークル団体への広報や、市町が行う手話奉仕員の養成とのさらなる連携により、手話通訳者の確保に努めていきます。
2	第2章 施策の展開 1 基本的施策と具体的な取組 施策2(1)②	12	若い手話通訳者がいないので、手話に対しての啓発や手話通訳者の身分向上を行い、手話通訳をめざす環境を整えてほしい。	①	若年層の手話通訳者の確保については12ページに記載しており、ご意見をふまえ、そのための手法の一つである手話通訳者の待遇改善に関する記述を追加します。
3	第2章 施策の展開 1 基本的施策と具体的な取組 施策2(1)⑤	13	三重県内29市町全てに手話通訳者の設置(複数名を含む)の働きかけを行ってほしい。	②	市町における手話通訳者の設置については、13ページに記載しており、県としても29市町全ての設置に向けて、情報提供等の働きかけを行っていきます。
4	参考資料	21	「2 聴覚障がい者のコミュニケーション手段の状況(全国)」について、65歳以上で「その他」と回答した割合が、「手話・手話通訳」より高い。このことに対する対応方法を考えているか。	⑤	「2 聴覚障がい者のコミュニケーション手段の状況(全国)」について、厚生労働省「平成28年生活のしづらさなどに関する調査」の結果をもとに作成(一部加工)したものです。「その他」には、「家族・友人・介助者(8.5%)」、「コミュニケーションボード(1.6%)」などが含まれており、65歳未満で「家族・友人・介助者」と回答した割合(2.1%)と比べ、6.4ポイント高いことから、加齢により手話や筆談・要約筆記から、「家族・友人・介助者」がコミュニケーションの手段に変わっていったのではないかと考えられます。